

通商産業省

平成11・05・27資第2号
平成12年2月17日

原子力委員会委員長 殿

通商産業大臣



関西電力株式会社大飯発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び
4号原子炉施設の変更）について（諮問）

関西電力株式会社取締役社長 秋山 嘉久 から平成11年5月27日付け関原火発
第12号（平成11年11月29日付け関原火発第75号をもって一部補正）をもって、
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項
の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4
項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部
分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項
において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員
会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 運転操作性及び設備信頼性の向上を図るため、1号及び2号炉共用の原子炉補機冷却設備を号機間分離する。
- (2) 1号、2号、3号及び4号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 運転操作性及び設備信頼性の向上を図るため、1号及び2号炉共用の原子炉補機冷却設備を号機間分離する。
- (2) 1号、2号、3号及び4号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要とされる資金は、自己資金及び一般借入金により調達する計画であり、申請者には、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。